



平成27年度 日本の翼 育英奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、日本航空株式会社(代表取締役社長 植木 義晴氏)のご支援により「日本の翼 育英奨学金」(以下「本奨学金」という。)の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的

本奨学金は、私立大学のパイロット養成課程においてパイロットを志す学生に対し、訓練費用負担の軽減を図ることを通じて、受給者が安心して勉学・訓練に励むことができ、より多くの優秀なパイロットの輩出に繋がる環境を整備することを目的とする。

2. 奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である日本航空株式会社(以下、「寄付者」という。)は、日本の翼として、航空運送事業を通じて社会からの期待に応えるとともに、さまざまな社会課題の解決に取り組んでいる。

近年、世界的な航空需要の増大や訪日外国人旅行者増加に向けた取り組みに対応する国際航空ネットワークの更なる拡大、及び国内地域航空ネットワークの維持・発展への日本の航空業界に対する期待が高まるなか、今後の日本の空を支える優秀なパイロットを多数育成することが急務となっている。こうした社会状況を踏まえ、本奨学金の創設により、日本の空で活躍する優秀なパイロットの育成に寄与し、日本の航空業界、ひいては日本社会の進歩発展に貢献するために資金を提供するものである。

3. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 日本国内の私立大学(以下「大学」という。)のパイロット養成課程に在籍する学生(外国人留学生を除く)。大学は寄付者と協議の上選定した指定校制とする。
- (2) 上記パイロット養成課程において、自家用操縦士の技能証明(注1)を取得済み、もしくは当該技能証明取得のための実地試験または技能審査に合格している者、かつ平成27年4月1日時点において事業用操縦士(単発)の技能証明(注1)を未取得の者。
- (3) 心身ともに健康であり、かつ品行方正で学業及び飛行訓練課程における成績が優秀な者。
- (4) 本奨学金の支給期間中、他の奨学金の支給を受ける予定のない者(返済免除のない貸与型奨学金、所属大学による奨学金・学費免除は除く)。
- (5) 将来、日本の航空ネットワークのためにパイロットとして貢献する意欲の高い者。
- (6) 経済的な援助を必要としている者。
- (7) 有効な航空身体検査証明書(注1)を保持している者。
- (8) 大学の長の推薦を受けることができる者。

注1: 海外において飛行訓練課程を実施している場合は、当該国当局発行の技能証明及び航空身体検査証明書と読み替える。以降の項目についても同様とする。

4. 採用人数

最大30名。

5. 支給内容

1人当たり 5,000,000円を3回に分けて支給。

6. 支給時期及び支給額

第1回: 受給決定時	1,000,000円	
第2回: 事業用操縦士(単発)課程修了時	2,000,000円	(技能証明(注2)及び有効な航空身体検査証明書の写し提出が条件)
第3回: 事業用操縦士(多発)課程修了時	2,000,000円	(技能証明(注2)及び有効な航空身体検査証明書の写し提出が条件)

注2: 海外において飛行訓練課程を実施している場合において、定められた飛行訓練課程上、当該ライセンスが発行されない、もしくは発行時期が異なる場合においては技能証明の写しに代え、各課程が修了したことを大学が証明する書類を提出のこと。

7. 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は3に掲げる応募資格に該当する者について、8に掲げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。

8. 応募・推薦書類

- (1) 願書(別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。) 1通
- (2) 応募者の写真(最近6ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し願書の所定欄に貼付すること。) 1葉
- (3) 推薦書(別紙様式2、推薦理由は指導教官等が記入すること) 1通
- (4) 前年度の成績表及び飛行訓練課程における成績表(英文の場合、和訳を添付すること) 1通
- (5) 自家用操縦士の技能証明及び有効な航空身体検査証明書の写し 1通
※提出期限までに技能証明の発行が間に合わない場合には、当該実地試験もしくは技能審査に合格している旨を保証する大学からの文書を添付すること。

9. 応募・推薦書類の提出期限

平成27年6月30日(火)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について、寄付者とともに選考を行い、受給者を決定する。結果は平成27年9月末を目処に大学を通じて通知する。なお、必要に応じて寄付者による面接を行う。

11. 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12. 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書(又はそれに準じるもの)を毎年度末及び奨学金受給終了後、所定の様式により大学を通じて本協会に提出しなければならない。
- (2) 受給者は、住所・連絡先及び所属先(大学、就職先等)に変更があった場合、本奨学金受給期間中は大学を通じて、受給終了後は直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (3) 受給者は、本協会又は寄付者の要請があった場合、アンケート等への回答、交流会等への出席をしなければならない。
- (4) 受給者は、受給開始後に取得する技能証明及び有効な航空身体検査証明書の写しを、大学を通じて本協会へ提出しなければならない。

13. 本奨学金給付の休止又は終了

- (1) 受給者が長期欠席した場合、本奨学金を支給しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を打ち切る。
 - ① 休学または留年した場合
 - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
 - ③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、受給決定を取り消す。また、すでに奨学金を支給している場合には、返還を求める場合もある。

14. その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として本奨学金の返還義務を負わない。
- (2) 受給者は、本奨学金寄付者である日本航空及びJALグループ航空会社への入社の義務を負うものではない。

15. 個人情報の取扱い

応募・推薦書類上の個人情報は、本協会の実施する学生支援事業にのみ利用し、その他の目的には利用しない。

16. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先(大学担当者用)

公益財団法人 日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29 TEL: 03-5454-5274、FAX: 03-5454-5242、E-mail: ix@jees.or.jp